

(別添)

大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針

平成 2 9 年 2 月 1 日
国 都 安 第 8 4 号
国 水 防 第 3 4 7 号
国 港 海 第 2 1 5 号
最終改定 令和 6 年 5 月 3 1 日
国 都 安 第 1 6 号
国 水 防 第 4 8 号
国 港 海 第 4 8 号

都 市 局 長
水管理・国土保全局長
港 湾 局 長

(目的)

第一 大規模災害時における災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「法」という。）、法施行令（昭和二十六年政令第百七号）、法施行規則（平成十二年運輸省・建設省令第百十四号）、法事務取扱要綱（昭和三十一年建設省発河第百十四号）、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）、公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針（昭和五十九年建設省都街発第三十五号）及び港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領（昭和四十年港災第七百八十三号）（以下「査定方針等」という。）に定めるもののほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

(対象とする大規模災害)

第二 この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- (一) 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定に基づき、激甚^{じん}災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）一の基準による激甚災害及びこれに対し適

用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分S」という。）とする。

(二) 激甚災害のうち、区分S以外のもの（以下「区分A」という。）とする。

（対象施設）

第三 この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、都市局所管にあつては、法第三条第十二号（公園）、水管理・国土保全局所管にあつては、法第三条第一号から第三号、第五号から第七号及び第十号、第十一号（河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道）、港湾局所管にあつては、法第三条第二号及び第八号（海岸（港湾に係るものに限る。）、港湾）とする。

（対象区域）

第四 この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わっているものを含む。以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る各局所管別の法施行令第五条に基づく報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去五箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた都道府県又は指定都市の区域とする。

（机上査定）

第五 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（以下「申請予定箇所」という。）を各局所管別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分S

にあつてはおおむね九割、区分 A にあつてはおおむね七割に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

（採択保留）

第六 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が四億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を各局所管別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分 S にあつてはおおむね九割、区分 A にあつてはおおむね六割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、査定方針等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

（設計書に添付する図面等）

第七 法施行令第六条第一項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

- （一） 平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。
- （二） 断面図 代表断面図とする。
- （三） 写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

（一箇所の工事）

第八 法第六条第二項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）

第九 机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全

体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

（協議設計）

第十 対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第三号に規定する復興計画及び同法第九条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- （一） 申請者は、査定に先立ち、国土交通省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。
- （二） 当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。
- （三） 申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、国土交通省と設計について協議を行うものとする。
- （四） 財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

（早期確認型査定）

第十一 当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請予定箇所のうち、次の各号に該当する申請予定箇所については、申請時（前査定）の積算を不要とし、早期に現地を確認した上で、後査定において後日事業費を決定する早期確認型査定にて行うことができるものとする。

- （一） 第三に規定する対象施設のうち、水管理・国土保全局所管であり、かつ市町村（指定都市を除く）所管施設であること。
- （二） 水管理・国土保全局所管の対象施設において、被災箇所数が市（指定都市を除く）においては 60 箇所、町においては 30 箇所、村においては 20 箇所を超える場合であること。

(事業費の検証)

第十二 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

- (一) 申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。
- (二) 申請者は、法施行令第七条第一項に規定する国土交通大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。
- (三) 過年発生災害に係るものについては、原則、発災三年目以降事業完了までの事業費を調査する。

(追跡調査及び査定方法の妥当性の検証)

第十三 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

- (一) 第五に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。
- (二) 第五の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね七割に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。
- (三) 第六の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が四億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Sにあつては査定箇所全体のおおむね九割、区分Aにあつてはおおむね六割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。
- (四) 第七の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。
- (五) 第十一の規定による早期確認型査定を行った箇所については、前査定及び後査定の状況及び査定実施に係る改善事項等を調査する。

(適用時期)

第十四 この査定方針は、令和六年四月一日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。